

江東区地域生活支援事業報告書

(平成 28 年度～ 30 年度実施)

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター

江東区社会福祉協議会

東京都鮎商生活衛生同業組合・東京都麺類生活衛生同業組合

東京都中華料理生活衛生同業組合・東京都社交飲食業生活衛生同業組合

東京都飲食業生活衛生同業組合・東京都喫茶飲食生活衛生同業組合

東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合・東京都冰雪販売業生活衛生同業組合

東京都理容生活衛生同業組合・東京都美容生活衛生同業組合

東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

東京都クリーニング生活衛生同業組合

はじめに

本報告書は、江東区内の飲食業関係及びサービス環境関係の各生活衛生同業組合（生衛組合）が主体となり、江東区社会福祉協議会とともに取り組んだ地域生活支援事業3か年間の成果報告であるとともに、生衛組合が今後取り組む地域生活支援事業の可能性とそれを支える連携のあり方についてとりまとめたものです。

活動成果の第一は、生活衛生関係営業（生衛業）の皆様が、地域の人々、特に高齢者、障がい者の方々に対する地域福祉サービスの提供を、地域生活支援事業を通して再認識できたことです。自身の業種に限らず、他の生衛業においても、業種ごとに様々な独自のサービスを行っていることを知る機会となりました。そして、全ての業種の生衛組合が連携して引き続き情報交換等ができる基盤ができたことです。また、社会福祉協議会とのつながりもでき、今後連携した取組みが期待できる機会ともなりました。

第二は、各種講習会を通じて、多くの住民の皆様が安心して快適に生衛業のサービスを利用していただけよう、必要な知識を習得することができたことです。生衛業の皆様が今後一層地域の福祉増進にかかわることが期待されます。特に、盲導犬同伴受入れ講習会では、これまで知る機会が少なかった盲導犬の役割やユーザーの生の声を聞くことにより、日々の営業の中での対応に役立つ有意義な情報を得る機会となりました。

第三は、区内の商店街が実施するイベントに共催（または協力）として参加するなど、モデル事業に取り組むことにより、生衛業（生衛組合）をPRするとともに、生衛業の現状を知る機会にもなりました。

本事業は3か年間で終了しますが、生衛業の皆様にあっては今後とも、異業種間での協力や、江東区及び江東区社会福祉協議会などとの連携を図りつつ、地域に根ざした営業をとおり地域福祉に貢献されることを期待いたします。

平成31年3月

(公財) 東京都生活衛生営業指導センター

目 次

1	事業目的	1
2	事業目標	1
3	事業実施期間	1
4	事業内容	1
5	検討会の設置	
	(1) 委員名簿	1
	(2) 開催状況	3
6	各年度の実施内容	
	(1) 平成 28 年度	5
	(2) 平成 29 年度	15
	(3) 平成 30 年度	32
7	地域生活支援事業のまとめ	37

1 事業目的

生衛業地域生活支援事業は、地域住民の生活に極めて身近で深い関係にある鮓、麺類、中華料理、社交飲食業、料理、飲食業、喫茶飲食、食鳥肉販売業、食肉、冰雪販売業、理容、美容、興行、ホテル旅館、簡易宿泊業、公衆浴場業、クリーニングなどの生活衛生関係営業（以下、「生衛業」という。）関係者が、社会の構成員として高齢者や障がい者等に対して適切な福祉サービスを提供することで、地域福祉貢献に係る一員としての役割を果たし、地域住民が安心・安全に暮らせるよう地域福祉の増進に寄与することを目的としています。

2 事業目標

- (1) 各地域共通事業
補助犬同伴受入れなどの講習会の開催
- (2) 江東区における独自の地域福祉サービス事業
 - ① 地域福祉サービス事業への協力
 - ② 江東区社会福祉協議会への協力
 - ③ 地域商店街振興に向けた取組み

3 事業実施期間

平成28年度～平成30年度

4 事業内容

- (1) 検討会の開催
- (2) 講習会の開催
- (3) 地域支援事業企画・実施

5 検討会の設置

各生衛組合支部長等（13組合）及び江東区社会福祉協議会代表者等をメンバーとする検討会を設置して、事業を推進しました。

- (1) 委員名簿

区分	所属団体・役職等	氏名	備考
学識経験者	武蔵野大学法学部政治学科講師	後藤 新	
生衛同業組合	鮓商生活衛生同業組合深川支部長 店舗名：松葉鮓	大山 幸次	
	麺類生活衛生同業組合城東支部長 店舗名：いなりや	石田 朝男	

区 分	所属団体・役職等	氏 名	備 考
生衛同業組合	中華料理生活衛生同業組合城東支部長 店舗名：高龍軒	樋 口 定 嗣	
	社交飲食業生活衛生同業組合常務理事 店舗名：スナック ブラック	福 田 孝 一	
	飲食業生活衛生同業組合深川支部副支部長 店舗名：みの家	永 瀬 守	
	喫茶飲食生活衛生同業組合江東支部長 店舗名：伊勢屋	本 間 修	
	食鳥肉販売業生活衛生同業組合墨田支部長 店舗名：(株)鳥幸本店	吉 田 健 二	
	氷雪販売業生活衛生同業組合 店舗名：(有) 三益商事	岩 瀬 浩 通	
	理容生活衛生同業組合江東支部長 店舗名：ヘアーアンドメイク モア	清 水 和 雄	
	美容生活衛生同業組合深川支部長 店舗名：ロダン美容室	千 葉 フミ子	
	簡易宿泊業生活衛生同業組合深川支部長 店舗名：ビジネスホテルレガート	山 口 孝 博	
	公衆浴場業生活衛生同業組合幹事 店舗名：白山湯	白 田 敏 博	
	クリーニング生活衛生同業組合理事 店舗名：(株)牡丹屋	武 舎 昌太郎	
社会福祉 協議会	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 福祉サービス課長	林 良 洋	
指導センター	(公財) 東京都生活衛生営業指導センター 専務理事	相 澤 伸 一	
	(公財) 東京都生活衛生営業指導センター 経営指導員	佐 藤 彰	28, 29年度
	(公財) 東京都生活衛生営業指導センター 経営指導員	田 中 孝 司	30年度
オブザーバー (東京都)	食肉生活衛生同業組合江東支部長	新 倉 幸 雄	28年度
	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生 課課長代理	佐久間 由 紀	
	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生 課課長代理	松 山 暁 子	29年度上期

区 分	所属団体・役職等	氏 名	備 考
オブザーバー (東京都)	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課主事	田 中 浩 輔	28年度
	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課主任	鍋 島 美 咲	29年度
	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課主任	洞 紗 矢 佳	30年度
事務局	(公財) 東京都生活衛生営業指導センター	内 藤 信 人	
	(公財) 東京都生活衛生営業指導センター	木ノ内 良 治	

(2) 開催状況

	日 時	議 題
28年度	第1回 平成28年11月7日(月) 14:00～16:00	1 江東区における生衛業地域生活支援事業の実施について 2 過去に実施した生衛業地域生活支援事業（平成20年度～27年度）について 3 意見交換 各生衛組合の地域福祉への係りについて
	第2回 平成29年2月1日(水) 14:00～16:00	1 講習会の実施について 2 意見交換 次年度実施事業について
	第3回 平成29年3月16日(木) 13:00～14:00	1 講習会の実施について 2 アンケート調査について
29年度	第1回 平成29年6月8日(木) 14:30～16:20	1 講習会について (1) 28年度講習会「地域でささえあいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりの集い」実施結果報告 (2) 今年度の講習会について 2 平成29年度生衛業地域生活支援事業について (1) 地域福祉貢献に関する事業について ア 江東区における生衛業地域生活支援事業アンケート調査結果について イ 実施事業について(仮称)生衛業シルバーフェスタ等

	日 時	議 題
29 年 度		(2) 検討会スケジュール (案)
	第2回 平成29年8月29日 (火) 14:30 ~ 16:15	1 9月18日敬老の日に実施する生衛業地域生活支援事業について 2 今年度の講習会について
	第3回 平成29年11月16日 (木) 13:00 ~ 13:30	1 講習会の実施について 2 9月18日敬老の日に実施したシルバー&チャイルドフェスティバル実施報告
	第4回 平成30年3月13日 (火) 14:30 ~ 16:30	1 今年度の生衛業地域生活支援事業総括につて (1) 事業実施状況 (2) シルバー&チャイルドフェスティバル実施報告 (3) 講習会実施報告 2 次年度の事業について
30 年 度	第1回 平成30年7月30日 (月) 14:30 ~ 16:40	1 平成30年度生衛業地域生活支援事業について (1) 本年度事業内容について (2) 講習会について (3) 生衛業を知ってもらうための事業について (4) 検討会検討項目について (5) スケジュールについて
	第2回 平成30年10月1日 (月) 14:30 ~ 16:10	1 本年度生衛業地域生活支援事業について 2 講演会などについて
	第3回 平成31年3月22日 (金) 14:30 ~ 16:00	1 生衛業地域生活支援事業の総括について



6 各年度の実施内容

平成 28 年度

江東区での事業実施初年度にあたり、生衛業者が高齢者や障がい者等に対し適切な地域サービスを提供するため、検討会を設置し、必要な知識等の普及啓発や地域福祉貢献の一員として活動する環境の整備を支援すると共に、障害者差別解消法が28年4月から施行されたこともあり、障がい者分野の講習会を実施しました。

講習会の開催

平成29年3月16日

**地域でささえあいいつまでもいきいきと
安心して暮らせるまちづくりの集い**
～生活に身近なお店も地域福祉活動に貢献します～

於：総合区民センター 6階「サブ・レクホール」

プログラム

1 開催挨拶

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター理事長 金 内 光 信
(東京都美容生活衛生同業組合理事長)

2 内 容

第1部

**みんなで支え合い、つながる社会をめざして
～障害者差別解消法を通じて考える～**

講師 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課
(権利擁護担当) 橋 本 健 太

第2部

盲導犬同伴受入れ (盲導犬と一緒に)

講師 公益財団法人日本盲導犬協会
神奈川訓練センター
普及推進事業部 安 保 美 佳 氏

3 閉 会

主催：公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター
後援：社会福祉法人江東区社会福祉協議会
協力：東京都各生活衛生同業組合

参加者 33 名

第1部

みんなで支え合い、つながる社会をめざして ～障害者差別解消法を通じて考える～

講師 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

(権利擁護担当) 橋 本 健 太 氏



障害者差別解消法について

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が、平成28年4月1日に施行されました。
- 法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。
- 法が求めること
 - 1 不当な差別的取扱いの禁止
 - 2 合理的配慮の提供

障害者差別解消法の対象

- 法の対象となる分野
日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象
(障害者雇用分野は除く)
- 法の対象となる人は、すべての「障害者」
「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であって、いわゆる障害者手帳を持っている人に限られません。

不当な差別的取扱いとは

【基本的考え方】

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。
- 不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、行政機関等及び事業者が行う事務・事業について障害者でない者より不利に扱うことです。
- なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではありません。
(例)障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い
(いわゆる積極的改善措置等)

不当な差別的取扱いの具体例①

「障害者差別解消法衛生事業者向け
ガイドライン」(厚生労働省)より

- ・ 次のような取扱いをすることは、不当な差別的取扱いとなるおそれがあります。

◆サービスの利用を拒否すること

- 人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の衛生サービスの利用を拒否すること
- 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること

◆サービスの利用を制限すること(場所・時間帯などの制限)

- 正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- 正当な理由なく、他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること
- サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと

不当な差別的取扱いの具体例②

「障害者差別解消法衛生事業者向け
ガイドライン」(厚生労働省)より

◆サービスの利用に際し条件を付すこと

(障がいのない者には付さない条件を付すこと)

- 保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること
- サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課すこと
(仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求めるなど)

◆サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

- 正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限すること
- 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること

正当な理由の判断の視点

・不当な差別的取扱いに該当しないとされる正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが**客観的に見て正当な目的の下に行われたもの**であり、その**目的に照らしてやむを得ないと言える場合**です。

・正当な理由に相当するか否かについて、都や民間事業者は、**個別の事案ごとに、障害者や事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事務又は事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止など)の観点**を鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要となります。

★不当な差別的取扱いに係るポイント

- ・正当な理由に相当するか否か
- ・正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るように努めましょう。

合理的配慮の提供とは(1)

【基本的考え方】

・行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行う個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**において、その実施に伴う**負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、**必要かつ合理的な配慮(=「合理的配慮」といいます。)**を行わなければなりません。

合理的配慮の提供とは(2)

【基本的考え方】

- ・合理的配慮とは、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、**多様かつ個別性の高いもの**です。
- ・代替措置の選択も含め、**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応される必要**があります。
- ・ただし、合理的配慮は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られます。すなわち、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであり、**事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及びません**。

合理的配慮の具体例③

「合理的配慮サーチ(合理的配慮等
具体例データ集」(内閣府)より

<小売店等>

- 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する
- 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す
- 注文や問合せ等の際し、インターネット画面への入力によるものだけでなく電話等でも対応できるようにする
- 精算時に金額を示す際は、金額が分かるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする
- お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す
- 商品宅配時において具体的要望があった際に、品物を家の中の指定されたところまで運ぶ

合理的配慮の具体例④

「合理的配慮サーチ(合理的配慮等
具体例データ集」(内閣府)より

<飲食店など>

- エレベータがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動をサポートする
- ホワイトボードを活用する、盲ろう者の手のひらに書く(手書き文字)など、コミュニケーションにおいて工夫する
- メニューを分かりやすく説明したり、写真を活用したりする

★合理的配慮の提供に係るポイント

- ・ **過重な負担に当たるか否か**
- ・ **社会的障壁の除去についての障害者からの意思の表明があるか**
- ・ **双方の建設的対話による相互理解を図っているか**

合理的配慮の詳細な具体例は、「東京都障害者差別解消法ハンドブック」に掲載されています。以下のホームページよりダウンロードして、お読みください。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html

過重な負担とは

- ・ 過重な負担については、行政機関等及び事業者において**個別の事案ごとに**、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて**総合的・客観的に判断**することが必要です。
- ・ 行政機関等及び事業者は、**過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。**

過重な負担の判断にあたって考慮する要素

- 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

第2部

盲導犬同伴受入れ（盲導犬と一緒に）

講師 公益財団法人日本盲導犬協会
神奈川訓練センター

普及推進事業部 安保 美佳氏
盲導犬ユーザー 白井さん
(盲導犬アイク)



介助犬、聴導犬、盲導犬、身体障害者の方々のお手伝いをする補助をする犬たちを身体障害者補助犬と言って、日本では身体障害者補助犬法という法律で定められています。

盲導犬を受け入れるということは、盲導犬と一緒に外を歩きたいというその人を受け入れるということです。犬のためのものではない。

盲導犬が目的地まで連れて行ってくれるというものではない。

盲導犬の3つの役割は、障害物を教える、曲がり角を教える、段差を教える

〈障害者が屋外を歩く方法〉

ユーザーご本人が犬に指示を出して、その指示によって進んでいく。そして、盲導犬が必要な情報を、障害物や曲がり角や段差があったら教えるというような歩き方をしています。

〈盲導犬同伴者がお店に望むこと〉

身体障害者補助犬は、私たちがふだん利用するような不特定多数の人々が入り出りするような施設では、同伴を拒んではならないということが法律でしっかりと明記をされています。

盲導犬ユーザーの方がお店にいらしたときに、皆さんの方から、犬ではなくて人に声をかけることをしてください。

お店の中に入った瞬間、このお店の中の構造がどうなっているか、視覚障害者の方が把握をするすべはありません。

どこに人がいて、お店の方がいてというのがわかりません。

相手が誰かというのを分かるように、例えば「店員です。いらっしゃいませ」と言っていたり、「いらっしゃいませ」と言っていたら、お店の方だと分かりやすいとは思いますが。

基本的に、盲導犬、補助犬たちは、盲導犬ユーザーのもとで一緒に待機をします。盲導犬ユーザーと一緒にいる状態が一番しっかりと管理をされた状態でもあります。

どこに犬を待機させるかは、ご本人と相談をして決める。

決めるのは皆さんではなく、盲導犬ユーザーの方がご自身で判断をすることとさせていただきます。

お店の皆さん側にもご事情があると思いますので、どうしてもちょっとこれは難しいという場合には、そのご事情をご本人に説明をする。

細かい案内の仕方等も、迷ったらやり方をご本人に聞く。

本人にどうやって案内をしたらいいですか、どこをサポートしたらいいですかと、聞く対応をしていただくのが一番。

その延長で、補助犬はどこに待機をさせましょうかと聞く。

机の下、足元で、これで狭くないですか等、コミュニケーションを図る。

その方その方によって視覚の状態、見え方が違います。ですので、こういうふうに案内をすればいいという決まったやり方はありません。

子供が盲導犬のそばに寄っていったり、いじりたがったりしたときは、

補助犬には、触る、声をかける、それから目をじっと見詰めたり、物を与えるということ、その4つを絶対にしてはいけません。子供たちがわーっと寄っていくような状況のときには、「身体障害者補助犬なので、盲導犬なので、触ったり、声をかけたりしないでくださいね」、皆さんのほうからご案内をいただくととても助かります。

お店に来たときに犬に対して何かをしなければいけないということは、皆さんは基本的にはありません。安心して受け入れていただければと思います。

〈補助犬について〉

補助犬、身体障害者補助犬というのは訓練を受けています。犬を訓練する側、それから盲導犬ユーザー側にもしっかりと義務があって、私たちは良質な補助犬を訓練しなければ

ならない、育成をしなければならないですし、補助犬のユーザー自身も、その補助犬をしっかりと管理するということが義務として定められています。

レストラン等でとてもいい匂いが沢山していても全く問題ありません。小さいころから育てる中で、一回も人の食事は与えていないんです。基本的に盲導犬が食べているのはドッグフードだけ。人間の食事を、その食事の中から貰うという経験をしていません。ですので、自分の食べ物だという認識がないです。

アイクの管理、衛生管理という面では、どういうことをしていますか。

自分でやるのはブラッシングしたり拭いてあげたりです。あとは、シャンプーに連れて行って。あと、月1回は獣医さんに行って、必ず健康診断をしていますので、病気ということは全然心配ない。私たちはご迷惑にかからないような努力はしています。

洋服はどういう意味で着せていますか。

電車に乗ったりもしますし、いろいろするのでなるべく毛を落とさないようにするために着せている。

洋服を着せるというのはユーザー側の義務ではありません。これに関しては義務ではないんですけども、ユーザーの皆さんそれぞれが、周りの方にも迷惑がかからないようにということで、自主的にこういうものを着せていたりもします。それくらい皆さん、周りの方にご迷惑をかけることがないように、自身の犬を管理するという義務はしっかり守れるようにというふうに意識をしていらっしゃると思います。

排泄は、先ず出かける前には必ずさせます。させて出て、あと時間を決めて、ビニールの袋をつけまして、それでさせて、おしっこの場合は凝固剤があるので固めて、そして帰ってきます。だから、外で道路とかそういうところを汚すことはほとんどありません。ましてやお店の中でするようなことはありません。

補助犬たちは人の指示で排泄をするということを、しっかりと訓練をされています。

補助犬たちは、待つということもとても重要なお仕事の一つなんです。待つということを苦痛に思わずに、リラックスをして、グーグー寝て待ってられるというのは補助犬たちのいいところでもありまして、必要のないときには存在感がないんです。

盲導犬ユーザーの方がしっかりと管理をしていますので、周りの方に飛びついたりとか、ご迷惑をおかけするというようなことはありませんということは知っておいていただければと思います。



平成 29 年度

29年度の取組みとして、活性化を図ろうとする商店街の活動にタイアップし、2つの商店会と本事業との共催事業として「シルバー&チャイルドフェスティバル」を実施しました。

また、高齢者や障がい者等に対して生衛業者が適切な地域サービスを提供するために必要な知識等を習得する講習会は、高齢者分野で実施しました。

シルバー&チャイルドフェスティバル～敬老感謝祭～

- 1 実施日時 9月18日(月) 敬老の日 午前11時から午後3時
- 2 開催場所 末広通り商店街 江東区東砂4-17

葛西橋商栄会・末広通り商店街振興組合共催
シルバー&チャイルド
フェスティバル 2017
敬老感謝祭
開催日時：平成29年9月18日(月) 敬老の日
午前11時～午後3時
開催場所：末広通り商店街東信用金庫隣り
大東製作所前
主な催し：七砂小学校マーチングバンド演奏
シンガーソングライター BEBE 弾き語りコンサート
お地蔵さん踊り
お楽しみ抽選会
模擬店
フリーマーケット
楽しいイベントがたくさん！
協力：(公財) 東京都生活衛生営業指導センター
スタンプラリー 当日までにこのポスターが貼られている店舗でスタンプをもらおうと。
当日抽選券(先着200名様)と交換できます！(※買物の必要はありません)
住所(町名まで)： 氏名：
1 2 3 4 5

シルバー&チャイルドフェスティバル2017

- 3 実施主体 末広通り商店街振興組合、葛西橋商栄会と東京都生活衛生営業指導センターの生衛業地域生活支援事業との共催事業として実施した。
- 4 実行委員会 (公財) 東京都中小企業振興公社の協力を得て、商店街関係者等による実行委員会を設置して、実施内容の検討を行った。
(生衛業地域生活支援事業検討会委員の代表が参加)

5 イベントスケジュール

11時 開会セレモニー

七砂小マーチングバンド、お地蔵さん踊り、抽選会2回、エアーキッズ
シャンプー講習、ベベ弾き語り

15時 終了

6 生衛業地域支援事業関係

- (1) 趣旨 活性化を図ろうとする商店街の活動に、江東区における生衛業地域支援事業の一環として、タイアップすることにより、商店街の活性化に、生衛業が関わっていくことのモデルになり、相互の地域支援活動の一助とする。
- (2) 目的
- ・各生活衛生同業組合を、一般の人に周知する。
 - ・生衛業が「地域を応援している」、「地域に密着している」ことをアピールする。
- (3) 実施方法
- テントによる生活衛生同業組合のブースを作り、各組合がリスクを背負わずに参加できるようにパンフレットを用意し、セットにして配る。
- 参加は自由。参加できる組合は実施可能な範囲で協力する。
- (4) 実施内容
- ・テントに指導センターの標識貼り出し、江東区社会福祉協議会による相談の実施
 - ・生衛業紹介パネル展示(16組合、生衛業とは)
 - ・各組合、指導センターのパンフレット、冊子類の展示
 - ・今後の事業展開のためのアンケート調査の実施。
アンケート協力者等に袋詰めした各組合パンフレット、シャープペンを配布。先着100名には食鳥肉販売業組合から提供された焼鳥セットも配布。
 - ・冰雪組合 無料提供200杯 かき氷機ほか一式提供、
 - ・喫茶組合 コーヒー無料提供200杯
 - ・食鳥肉販売業組合 焼鳥無料提供(大相撲焼鳥3本セット)100箱
 - ・理容組合 洗髪方法説明(エアーキッズシャンプー講習会)、
景品(シャンプー)提供、縫いぐるみ(バーバー君)
 - ・公衆浴場組合(ゆっポくん)
 - ・料理(料飲)組合 抽選会用景品提供(馬肉の燻製)他10点
 - ・社交飲食組合 司会担当



平成29年11月16日

地域でささえあいいつまでもいきいきと
安心して暮らせるまちづくりの集い
～生活に身近なお店も地域福祉活動に貢献します～

於：江東区森下文化センター4階 AV・ホール

プログラム

1 開催挨拶

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター専務理事 相澤伸一

2 内容

第1部

高齢者地域見守り支援事業について

講師 江東区社会福祉協議会地域福祉推進課
地域支援係長 井上博氏

第2部

高齢者地域見守り協力事業者登録制度について

講師 江東区福祉部長寿応援課
地域支え合い係長 島崎克己氏

第3部

高齢期の食事について

講師 江東区保健所健康推進課
栄養指導担当係長 松野三砂子氏

3 閉会

主催：公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター
後援：江東区 / 社会福祉法人江東区社会福祉協議会
協力：東京都各生活衛生同業組合

参加者 31名

第1部

高齢者地域見守り支援事業について

講師 江東区社会福祉協議会地域福祉推進課
地域支援係長 井上 博 氏



高齢者地域見守り支援事業

- H20年度より開始
28年度現在56ヶ所のサポート地域
- 自宅で亡くなり長期間気づかれない「孤独死」や親族や地域との関わりを持たない「社会的孤立」状態の高齢者を未然に防ぐ事を目的に、区・社協が支援する事業です

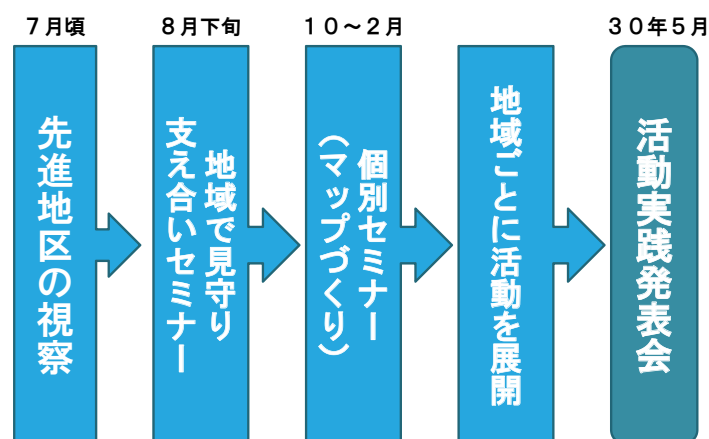
サポート地域とは

- 地域での見守り活動を推進する組織のこと
- 基本は町会、自治会・管理組合等をひとつの単位にしている

〔これまでのサポート地域〕

町会・自治会を母体…	43団体
管理組合を母体 ……	4団体
その他（住民有志等）…	9団体

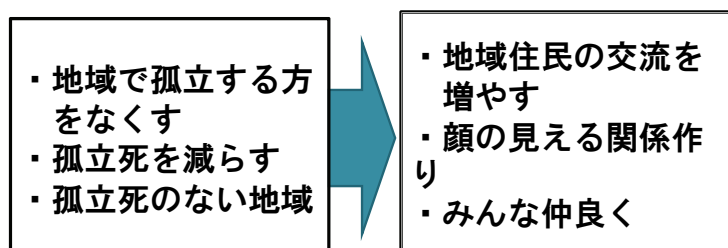
1年間の活動の流れ



見守り活動のとらえ方

- 見守り活動に対する視点を少し変える
- 見守り活動の目的を少し変える

例えば



「みんながワクワクするようなもの」にできれば・・・

- 「見守り」 < 『**住民同士のつながり**』 』という意識



第2部

高齢者地域見守り協力事業者 登録制度について

講師 江東区福祉部長寿応援課
地域支え合い係長 島崎克己氏



高齢者見守り協力事業者登録制度における協力事業者の方の役割について

<事業の目的>

まず、事業の目的です。一人暮らしなどの高齢者が地域で自立した生活を営めるように、区では地域が主体となった見守り活動の支援に取り組んでいます。こうした取り組みの一つとして、民間事業者に協力事業者として登録してもらい、高齢者見守り協力事業者登録制度を平成26年から開始しました。まだ始まって3年と少々の事業で、現在の登録数は四百数十件といったところです。

<事業の概要>

協力事業者は、業務中に、高齢者の気がかりな様子を見かけた際に各地域の長寿サポートセンターへ連絡するよう促したり、異変を確認したときは直接長寿サポートセンターへ連絡する、見守り活動を行っていただきます。

協力事業者には、「見守りステッカー」をお渡しし、事業者名等を区のホームページに掲載（任意）します。

<登録方法>

(1) 登録の依頼・受付

長寿サポートセンターの職員が、各店舗を訪問して、登録を依頼します。

また、随時登録の受付をしておりますので、登録を希望される事業者の方は、お近くの長寿サポートセンター又は長寿応援課地域支え合い係までご連絡ください。



見守りステッカー

(2) 申請書の提出

見守り協力事業者登録申請書（第1号様式）に記入・押印の上、訪問した長寿サポートセンター職員に直接お渡しいただくか、後日、長寿サポートセンター又は区役所長寿応援課地域支え合い係へ郵送等によりご提出ください。

(3) 名簿への登録

申請書に基づき、区において、見守り協力事業者登録名簿に登録します。

(4) 登録証・ステッカーの送付

見守り協力事業者登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）と見守りステッカー（直径15cm程度の円形カラーシール）を区から郵送、又は長寿サポートセンター職員が直接お渡しにお伺いします。

※ ステッカーは、お店の入り口等、多くの人の目に付く場所に貼付してください。

※ 登録証は、適切に保管をお願いします。

(5) 見守り活動の開始

登録証等が送付されましたら、協力事業者として見守り活動の開始をお願いします。

- ※ 申請書で同意をいただいた事業者の方の名称及び所在地を、区のホームページ等で公表します。
- ※ 申請書に記入した内容に変更が生じた場合や、登録の取り消しを希望される場合は、区までご連絡ください。登録取消の際は、登録証をご返還いただきます。

見守り活動について



業務中の可能な範囲で、主に以下の見守り活動をお願いします。

- (1) 業務中に、高齢者の気がかりな様子（※）に気付いた場合、長寿サポートセンターへ相談するよう、促してください。

(本人の同意があれば、代わりに長寿サポートセンターへご連絡いただくことができます。)

※「気がかりな様子」の例

〔病気等の可能性〕

- ◎具合が悪そうに見える。

〔認知症の可能性〕

- ◎自宅への帰り道がわからない。
- ◎話が通じない、かみあわない。
- ◎支払の計算ができない。
- ◎髪や服が乱れたり、汚れている。季節に合わない服を着ている。

〔消費者被害の可能性〕

- ◎最近、見かけない人が出入りしている。

〔その他〕

- ◎高齢者の家族が、介護で疲れているように見える。

- (2) 業務中に、高齢者の異変（※）に気付いた場合、長寿サポートセンターへ直接ご連絡ください。

※「異変」の例

〔家の中で倒れている等の可能性〕

- ◎異臭がする。
- ◎洗濯物が何日も干したままになっている。
- ◎新聞や郵便物がたまっている。
- ◎普段見かけるのに、しばらく姿を見かけない。
- ◎昼間でも雨戸が閉まったままになっている日が続いている

〔虐待の可能性〕

- ◎顔や体にあざがある。そのことについて話したがらない。
- ◎家の中から怒鳴り声がする。

(3) お店のお客様等から上記の(1)、(2)のような情報提供があった場合も、同様の対応をお願いします。

※ (1)、(2)のどちらの対応をするか判断に迷う場合は、長寿サポートセンターへご相談ください。

<個人情報の取り扱いについて>

高齢者の見守り活動を通じて取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号）に基づき、適正に管理をお願いします。

【主な注意事項】

- ◎ 個人情報を他に漏らし又は高齢者の見守り以外の目的に利用しないこと。
- ◎ 個人情報を物品の売買等の営業活動に利用しないこと。
- ◎ 登録を取り消された後も、同様に個人情報を適正に管理すること。

<問合せ・書類提出先>

◎江東区役所 福祉部 長寿応援課 地域支え合い係
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
TEL：03(3647)9468 fax：03(3647)9247
E-mail：211102@city.koto.lg.jp



高齢期の食事について

講師 江東区保健所健康推進課
栄養指導担当係長 松野 三砂子 氏



(1) 高齢者の特徴と食事

身体的機能の低下

感覚 → (味覚、嗅覚、視覚、聴覚、触覚、運動感覚) の衰え

味覚 → 甘味と塩味が結構鈍くなり、より強い味を求めるようになる

視覚 → だんだん弱くなり、料理を作ることが億劫、見てもおいしそうに感じなくなる

かむ力 → 衰える、口の中で食塊を作ることが難しくなる

飲み込む力 → 弱くなる、飲み込みにくくなる

唾液の分泌量 → 減ってくる

消化液の分泌量 → 減って、胃腸の働きが落ちる

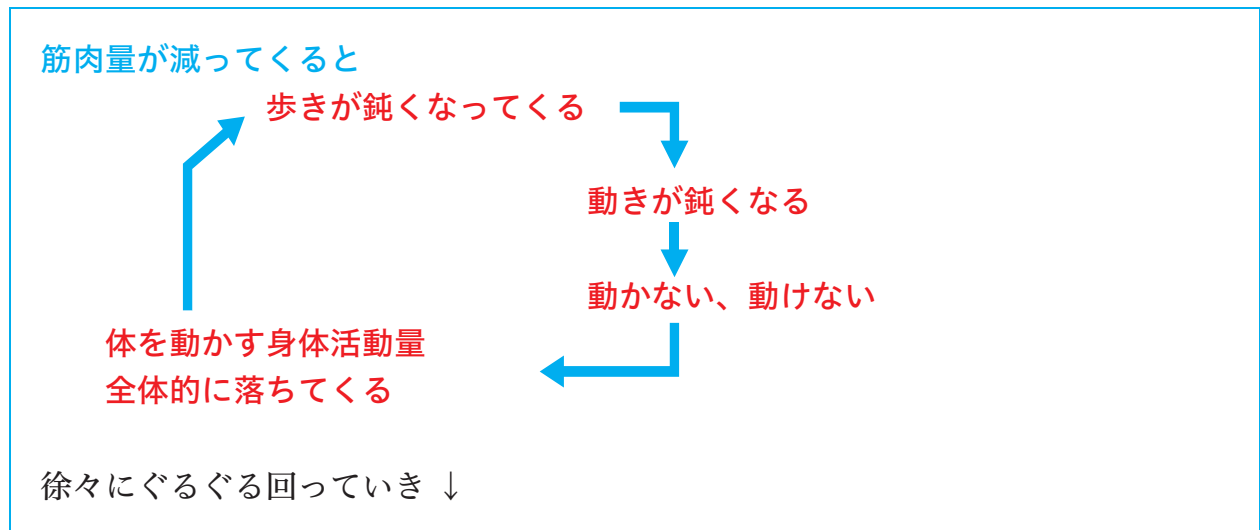
喉の渇き → 鈍くなり、「喉が渇いた」と言わなくなる

嗜好の偏り → 出てくる、「年だから、好きなものだけ食べていればいい」という考えに変わってくる

今のうちから自覚をして対策を取ると良い。

食べる全体量が減ってくると、**気が付かない間に低栄養状態**になっていることもある。低栄養状態になると、筋肉量が落ちてきます。

体を作っている一番主な栄養素はタンパク質、筋肉の材料もタンパク質なので、不足すると筋肉が作られなくなって筋肉量が減ってきます。



「動かないからおなかが減らない」→「食欲がない」になる

「あまり食べない」、「好きなものだけ少量食べる」、「欠食する」と低栄養状態が進行し、介護状態の一步手前のフレイルという状況に陥っていく。
フレイル予防が最優先課題なので、**もっと食べてください。**

(2) 不足しがちな栄養素

食事では、高齢になると**タンパク質、肉、魚、卵、牛乳、大豆製品**を使った**おかずの量**や**頻度も減ってきます。**

不足しがちな栄養素

カルシウム

→ **取りにくい栄養素。**牛乳や乳製品、スキムミルク（クリープ代わりに使う）を摂取すると良い。

鉄、亜鉛

→ **少ししか要らないミネラル。**食事の全体量が少なくなっていったり、食べるものが偏ると、足りなくなる。

ミネラル類

→ **吸収が悪い。**胃液がきちんと分泌できていないと、取っても吸収しないで出て行ってしまう。

食物繊維

→ **野菜の量が足りないと不足し、便秘になりやすくなる。**
水に溶けるものと溶けないものの2種類ある。**ゴボウやレンコン**などは、水

に溶けない繊維、ぬるぬる、ねばねばしたもの、海藻は水に溶ける繊維。2種類とも体にとって必要な働きをしている。両方とも取ると良い。

ビタミンB6、B12

→ 不足すると皮膚炎とか味覚障害を引き起こす。タンパク質の代謝に関わっているので、タンパク質を取って、ビタミンB6、B12を取らないと、せっかく取ったタンパク質をうまく代謝していかない。

タンパク質に必要なビタミンです。

ビタミンB12は、糖質が燃えるときに必要なビタミン
豚肉はビタミンB12。

これらを単独で取るには、サプリメントとか健康食品と思いがちですが、普通に満遍なくいろいろなものを食べていけば、不足することがない栄養素であり、何かを買って取るより、普通の食事を満遍なく取る方が得策です。

(3) 食べやすい食品

食べやすい食品は、軟らかい食品です。

脂肪の多いものは軟らかい。肉、魚も脂が乗ったものは軟らかくておいしい。

食べやすい食品

白身魚 →焼いたり調理しても身が締まらないので、崩れて食べやすい

肉 →細かくしたひき肉

卵 →完全に火を通すとぱさぱさになるので、半熟ぐらいのもの

卵豆腐

はんぺん

煮ると軟らかくなる野菜 →カブ、大根、白菜、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、カボチャ等

バナナ、完熟の果物、缶詰め、ヨーグルト

軟らかく調理されたもの →煮る、漬す、圧力鍋で調理したもの
蒸し魚、茶わん蒸し、シチュー

あん掛け、あえる、とろみを付けてまとまりやすくしたもの

→ごまあえ、白あえ、ピーナッツあえ
とろみ剤の活用

隠し包丁、切れ目が入っているもの

(4) 食べにくい食品と調理の工夫

食べにくい食品は、かみ切りにくく繊維の多いもの、弾力の強いものはかみ切りにくい。

かみ切りにくいもの

キュウリ → 蛇の目、蛇腹に切って、少し厚くすると良い

飲み込みにくいもの

→ ぱらぱらしたもの

刻んだ野菜、みじん切りにした野菜

→ ぱさぱさしたもの

ほぐしてでんぷぽくなった魚、パン、固ゆでゆで卵

→ 貼り付くもの

ノリ、餅

むせやすいもの

→ 液体、酸味の強いもの、口の中で液体と固体に分かれるもの

→ お茶漬け、麺、すするようなもの

→ 高野豆腐の煮物、がんもどき → 片栗粉等でとろみを付けておくと良い。

調理の工夫

かみ切りにくいもの → 隠し包丁を入れる、煮る

ゴボウ、タケノコ、キノコ、タコ、イカ → 細かく隠し包丁を入れる

肉 → 小麦粉などを付けてから焼くか煮る

飲み込みにくい、むせやすい、口の中で液体と固体に分かれるもの

→ あん掛け、寒天寄せ。

うどん、焼きそば、長い麺 → 包丁で4分カットぐらいに切ってから使う

そうめん → 寄せると、切って食べやすい

パン → 液体に漬けるフレンチトースト、サンドイッチにする

隠し包丁とか切れ目が入っているというところがポイント

ぱらぱらや、みじん切りにすると、口の中でまとまらないので食べにくい食品になる。

消化のいい食品、悪い食品

胃に居る時間で消化の良し悪しを決めている。

胃に居る時間が短いほど消化の良い食品

消化の良い食品というのではない

消化を良くするには、水を入れて火に掛ける。軟らかくなり胃に居る時間が短くなるから、消化が良くなる。

3 毎日食べよう！いろいろな食材

- (1) チェック表
- (2) もっと取りたいもの
- (3) 取り過ぎに注意するもの

(1) チェック表

不足しがちな栄養素も満遍なくいろいろ取ると、不足がかなり解消されると説明しました。これは、検証されている長寿医療センターのチームが考えたチェック表です。これを付けてみてください。食べたものに「○」をします。量は少しでも構いません。

朝、昼、夜と付けて、**1週間か10日間単位でチェックして**、縦・横合計を出してみます。

生活機能低下の危険度と食べている「○」の数（項目）で、九点から十点食べると危険度がぐっと低くなります。

「目指そう、10点満点」「○」が10個付けば合格です。

1カ月平均したら大体OKです。

横の合計を出すと、**毎日バランスよく食べられているかがチェックできます。**

縦の合計を出すと、**食べ方の癖、肉は食べているけど、魚は全然食べていない、果物は全然食べていなかった等、何を多く食べて、何を食べていないか、何が落ち度だったかが見られます。**







簡単にバランス度がチェックできます。

毎日食べよう！10食品群チェック表

※1日3食、主食と主菜・副菜の組合せで食べましょう。

※1日のうち、少しでも食べたものには○をつけます。

※10日間つけたら、マル1つを1点として合計を出します。毎日満点を目指しましょう。

主な働き	血や肉をつくる タンパク質					体の調子を整えるビタミン・ミネラル				カや体温になる
	肉類	魚介類	卵	牛乳・乳製品	大豆・大豆製品	緑黄色野菜	海草類	芋類	果物	油脂類
										
月/日										合計
/										
/										
/										
/										
/										
/										
合計										

出典：熊谷 修ほか、「地域在宅高齢者における食品摂取の多様性と高次生活機能低下の関連」 日本公衛誌 50 (12)、2003

栄養素密度

食品に栄養価値が高いもの、密度がぎゅっと詰まっているものが、栄養素密度が高いと呼んでいます。

タンパク質の量が多く、糖質の量、炭水化物の量が少なめで、おかずをしっかり食べていると、栄養素密度が高い食品も自然に食べている。

食事の量が減ってきて、全部食べられない時は、おかずから食べて、ご飯の量を少し減らしてください。おかずの量をしっかり確保しましょう。

(2) もっと取りたいもの

不足しがちな栄養素と水分

水分補給 → 1.5リットルから2リットル位が1日に必要な量
ボトルを用意して小まめに飲むのが良い

(3) 摂りすぎに注意するもの

塩分と糖分

減塩の工夫

醤油 → 大きめのお皿の真ん中に少し醤油を入れて、付けたあと、周りで落とす
皿の横に一度置いてから食べる

香辛料や香味野菜を一杯にして、だしで割ったものにする

醤油差しを押さないと出ないものに替える

干物 → 焼かないでゆでて食べる

健康食品、サプリメントの使い方

栄養は、毎日の食事から取るのが大前提

病気、食欲がなく欠食が続いて栄養不足ではという時は、健康食品でプラスしても良い。

アミノ酸が入っているドリンク類を飲んでも良い

アミノ酸、ビタミンC、カルシウム等不足しがちな栄養素は、体調が悪い時、食事が取れない時にはプラスしても良い。

ビタミン類は、均等に体の中に満たされていないと、何か一つだけ取っても駄目
マルチビタミンをまず飲んで全体的にビタミンを補給してからのほうが効果的

栄養機能食品、特保

特保 →いろいろな検査をして、「おなかの調子を整える」、「血糖値を急に上げない」
等書いてある文言を含めて、国が認めたもの

栄養機能食品 →ビタミンや鉄分でも、国の基準を満たしている量が入っている
もの

機能性表示食品 →国に届け出て番号を貰ったもの、国は一切審査しない

上記以外のもの →健康食品に特に定義はない

サプリメント（健康食品の中で特に錠剤状になっているもの）

→自分の責任で取っていることを念頭に、むやみに飲まない

平成 30 年度

江東区における事業最終年度の取組みとして、生衛業を周知する活動と昨年引き続き、活性化を図ろうとする商店街の活動にタイアップし、「シルバー&チャイルドフェスティバル」への協力及び「深川妖怪フェス」に参加し、商店会と本事業との共催事業として実施しました。

また、最終年度にあたり「今後の生衛業を考える会」を開催し、若い世代（大学生）との意見交換をしました。

生衛業を周知する活動

江東区食品衛生街頭相談会（江東区保健所と共同）

日時場所 8月6日（月）城東地区 イトーヨーカドーアリオ北砂店 午前10時

内容 食の安心、安全啓発うちわ、ステッカー、手洗励行チラシ、ヤクルト等の配布に合わせて、生衛業のチラシを配布しました。

なお、8月3日（金）も深川地区のイトーヨーカドー木場店でも開催しましたが、直接参加せずチラシ400部の配布をお願いしました。

シルバーアンドチャイルドフェスティバル～2018敬老感謝祭～

- 1 実施日時 9月17日（月）敬老の日 午前11時から午後3時
- 2 開催場所 末広通り商店街 江東区東砂4-17
- 3 実施内容 氷雪組合 かき氷機ほか一式提供し、かき氷無料提供
喫茶組合 コーヒー無料提供

深川妖怪フェス

- 1 実施日 11月4日（日）
- 2 開催場所 高橋のらくろード商店街、森下文化センター
- 3 住所 江東区高橋15
- 4 開催時間 11時から19時30分
- 5 指導センターブース 商店街歩行者天国内でテント1張り使用
(11時から17時まで)



妖怪フェス



深川お化け縁日

6 イベントスケジュール

- 11時 開会セレモニー
- ステージイベント（吹奏楽、ヒップホップ、合唱、ダンス、お地蔵さん踊り、ダンスワークショップ、ジャズ）
- 11：00～17：00 小型動力船の無料乗船体験
- 13：00～16：30 もののけラリー
- 15：00～19：30 深川お化け縁日in森下
- 17：00～19：30 夜店

7 指導センター関係

11月4日（日）11時から17時

テント周りの掲示により生衛業及び指導センター紹介、各生衛組合のパンフレット配布、

- | | |
|------------|-------------------------|
| 江東区社会福祉協議会 | 福祉相談コーナーにおける相談対応（15時まで） |
| 鮭商組合 | 商品提供 |
| めん類組合 | 商品提供 |
| 喫茶組合 | 商品提供 |
| 飲食業組合 | 商品提供 |
| 社交飲食業組合 | イベント司会 |
| 簡易宿泊業 | 運営協力 |
| 武蔵野大学 | 学生協力（イベント全体） |



平成 30 年度 生衛業地域生活支援事業 ～地域活性化と生活衛生業を考える会～

日 時：平成30年12月7日（金）

午後3時から4時30分まで

会 場：江東区豊洲文化センター（8階）第2研修室

次 第

- 1 挨拶（公財）東京都生活衛生営業指導センター 相澤専務理事
- 2 委員長挨拶 後藤 委員長
- 3 議 題
 - (1) 深川妖怪フェスについて
 - (2) 商店街の現状と課題
 - (3) 地域活性化の方向性
 - (4) その他

（資 料）

- 1 平成 30 年度生衛業地域生活支援事業検討会委員名簿
- 2 シルバー&チャイルドフェスティバル 2018 敬老感謝祭（チラシ）
- 3 深川お化け劇場（チラシ）
- 4 深川お化け縁日 in 森下（チラシ）
- 5 深川妖怪フェス（チラシ）
- 6 深川フリモ（2018 12 月号／抄）
- 7 （Musashino TIMES 2018.8.1）【江東区森下商店街×武蔵野大学】
- 8 東京都生活衛生営業指導センター（チラシ）

参加者 28 名



【地域生活支援事業のまとめ】

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、生衛組合は、地域の老人福祉や社会福祉の増進に関わっていくことが求められています。

平成28年度からの3年間、江東区において実施した「地域生活支援事業」は、生衛業者が高齢者や障がい者等に対して適切なサービスを提供するために必要な知識等を習得するとともに、モデル事業に取り組むことにより、多くの都民が安心して快適に生衛業のサービスを利用できる環境を整備し、サービスの質の向上及び地域福祉の増進に寄与することを目的に事業を実施しました。

まず、事業内容を検討するための「検討会」を設置しました。飲食関係の鮎商、麺類、中華料理、社交飲食業、飲食業、喫茶飲食、食鳥肉販売業、氷雪販売業、サービス環境関係の理容、美容、簡易宿泊業、公衆浴場業、クリーニングの13生衛組合の事務局・各支部、そして江東区社会福祉協議会から検討会委員を選出していただきました。また、3か年の事業の中で、江東区や地元商店会、武蔵野大学の学生にもご協力いただいて実施したものです。

事業の第一は、「地域でささえあいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりの集い」と題し、各種の講習等を行いました。その一つは、これまで他地域でも実施してきた補助犬等の受入れについての講習会です。実際に盲導犬とそのユーザーに来ていただき、具体的な同伴の動きを見たりユーザーの体験談を直接聞くことにより、生衛業のお店の皆さんがどういう点に配慮・注意しなければならないかを理解することができ、大変有意義な講習内容となりました。また、障害者差別解消法の施行を踏まえ、「障害者差別解消法を通じて考える」と題した講演のほか、「高齢者地域見守り支援事業」、「高齢者地域見守り協力事業者登録制度」、「高齢期の食事」等、行政や社会福祉協議会に講師をお願いし、江東区の制度や仕組み等、必要な知識の習得に努めることができました。全般的に、講習内容は大変参考となるものでしたが、周知期間や広報不足のため生衛業者や住民の皆様の参加がやや少なかったことが反省点となりました。

第二に、モデル事業を実施し、地域福祉の増進と業界の振興を図りました。

江東区におけるモデル事業を実施するにあたり、まず最初に、地域福祉貢献の具体的な事業内容等について、各生衛組合としてどのようなプログラムが考えられるか幅広く意見を求めるためアンケートを実施しました。その結果、平成29年度においては、活性化を図ろうとする商店街のイベントに協力団体として参加し、地域福祉貢献を図るとともに、生活衛生業や生活衛生同業組合を広くアピールすることによって業界の振興につなげることにしました。

具体的には、敬老の日に開催された「シルバー&チャイルドフェスティバル」に各委員が実行委員会の一員として参画し、イベント当日は生衛業及び指導センターの紹介や各生衛組合のパンフレットを配布しました。さらに、社会福祉協議会が福祉相談コーナーを設置したほか、各生衛組合がイベントや模擬店等に協力し、生衛業や生衛組合をPRしました。

当日実施したアンケートの結果、生衛業（生衛組合）に対する認知度が大変低いことが改めて判明し、住民の日常生活にきわめて深い関係にある生衛業（生衛組合）をより広く

PRしていくことの必要性を再認識する結果となりました。

また、平成30年度も、区内の別の商店街が実施するイベント「妖怪フェス」に協力団体として参加し、生衛業のPRを行いました。その他にも区内各地域で開催された街頭相談会等において生衛業のPRを行い、業界の振興に努めたところです。

江東区におけるモデル事業では、地域の町会や商店街が実施する事業と一緒に事業を展開しました。一般の方と直接触れ合う形での取組みは本事業としては初めてであり、商店街の活性化にも貢献できました。

さらに、平成30年度において、「地域の活性化と生活衛生業を考える会」と題し、商店街の方や地域のイベントに参加協力した武蔵野大学の学生にも出席いただき、商店街及び生衛業の現状と課題や役割、地域貢献の在り方などについて率直な意見交換を行いました。

生衛業が集まる商店街の活性化と生衛業界の振興は深くかかわっているなかで、地域貢献の在り方について引き続き検討していくことが必要です。

第三に、この事業を通じて、16業種が今後とも連携して情報交換や話し合いができるネットワークの基礎が築けたことです。

生衛業は飲食関係とサービス環境関係の業種があり、生衛法という一つの法律の体系にもかかわらず、行政の対応も含め、日常的な業務の関係が薄い状況にあります。生衛業という共通の目的や課題があることを踏まえ、江東区における事業終了以降においても各組合が連携し、情報交換や話し合いができるネットワークという形を残すことを確認しました。

今後ますます少子高齢化が進行する中、地域包括ケアシステムへの参画等生衛業における地域貢献の在り方は大きな課題となっています。さらに生衛業が地域福祉活動の幅を広げることで、営業面でも可能性を広げ、生衛業の繁栄にもつながるものと考えます。

江東区における地域生活支援事業は終了いたしますが、今後とも各地域及び各生衛組合における地域福祉サービスの普及推進につながる取組みについて、指導センターとしても必要な支援をしてまいります。

生衛業は、地域の暮らしの安心・安全を守るために頑張っています。

生衛業は、本来のサービスや飲食等の提供を行うだけでなく、生活衛生同業組合を中心に様々な取組を行っています。

- お店の衛生対策（ノロウイルス、食中毒、感染症対策など）の推進
- 住民の健康増進対策（健康入浴、カロリー表示、分煙対策など）の推進
- 住民の福祉対策（高齢者等への訪問理美容、宅配サービス、バリアフリー、補助犬同伴受け入れ、地域福祉活動への参加など）の推進

生衛業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年6月3日、法律第164号)に規定する次の業種で、理容師法、美容師法、興行場法、クリーニング業法、公衆浴場法、食品衛生法に基づき、主として公衆衛生の見地から特別の規制を受けている下記営業です。



どうぞ、生衛業の健全な営業のために、地域の皆様の暖かいご支援とご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

(公財) 東京都生活衛生営業指導センター
<http://www.seiei.or.jp/tokyo/>